② 事業要件

「主たる事業が農業 (関連事業を含む)」である場合は、他の事業を併せ行う事も 可能となっています。

ただし、農事組合法人の場合は、農協法により一定の制約があります。

- ① 「農業」→ 耕作、養畜、養蚕等の業務、その業務に必要な肥料・飼料等の購入、 野菜・果実の選別・包装及び販売まで含む。
- ②「関連する事業」→⑦農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

 - の農業生産に必要な資材の製造
 - 口農作業の受託
 - **⑦農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供**

農業と併せて行う の林業

「法人の主たる事業が農業」であるかの判断

- ① 判断の日を含む「事業年度前の直近3か年における農業売上高が、法人の事業 全体の売上高の過半を占めているか否か」、を確認する。
- ② 設立直後の法人や農業を始めて間もない法人、初めて農地の権利を取得する法人、「農業の関連事業の売上が3か年に満たなない場合」は、事業計画(今後の見込み)を含めた3か年を確認する。
 - ※1 この場合、「法人の行う農業」と一次的な関連を持つ「農業に関連する事業」 も含む。
 - ※2 その他の事業を実施する際、事業要件の充足状況を的確に把握し、法人の経営 管理を図るうえで、農業とその他の事業で明らかにわかるように区分した勘定 科目等で経理をするよう指導することも必要です。

農地所有適格法人の農業及び関連事業の例示

【農業】

- 1. 耕作 2. 養畜 3. 養蚕
- 4. 上記の業務に必要な肥料、飼料等の購入、通常商品として取り扱われる形態までの生産物の 処理 (例えば、果実等の選別・包装)、生産物の販売
- 5. 農業と併せ行う林業経営(林業の作業受託を含む。例えば、山林を所有しない農地所有適格法人の枝打ち作業等の受託)
- 6. 農事組合法人の場合は、農協法第72条の10第1項第1号の事業を含む。 「農業に係る共同利用施設の設置(当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。)又は農作業の共同化に関する事業」

【農業に関連する事業】

法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つもの

事業の種類	事業範囲の具体例
農畜産物を原料又	○畜産食料品の製造 ○野菜缶詰、農産物保存、食料品製造
は材料として使用す	○精穀・製粉
る製造又は加工	
	ミカンを生産する農地所有適格法人が、その生産したミカンに加え、
	他の生産者から購入したミカンを原材料にジュースの生産を行う場合など
	○レストランの設置運営
	当該農地所有適格法人で生産した米を使ったおにぎりや、生産した肉を
	使って、他から仕入れた米、パンや野菜等を添えたステーキを販売する
	レストラン等の設置運営をする場合など
農畜産物の貯蔵・運	○普通・冷蔵倉庫による貯蔵 ○トラックによる運搬
搬又は販売	○農畜産物卸売 ○食肉小売
	○野菜・果実小売
	ミカンを生産する農地所有適格法人が、その生産したミカンに加え、
	他の生産者が生産したミカンを貯蔵・販売する場合など
	○直売施設の設置運営
	当該農地所有適格法人で生産した農畜産物及び他の農家が生産した農畜
	産物を直接消費者に販売する場合など
農業生産に必要な資	○肥料の生産 ○飼料の生産
材の製造	肉用牛の一貫経営を行う農地所有適格法人が、その法人の肉用牛の飼育に
	使用する飼料に加え、他の畜産農家等へ販売のための製造を行う場合など
農作業の受託	○稲作の基幹作業の受託
	当該農地所有適格法人の作業に加え、他の農家の作業を受託する場合など
農村滯在型余暇活動	○観光農園や市民農園(農園利用方式)
への利用を目的とし	○農作業体験を行う都市住民等が宿泊・休養するための施設
た施設の設置・運営・	○上記宿泊・休養するための施設内に設置された農地産物等の販売施設等
必要な役務の提供	○上記農園や施設内行われる各種サービス